

幕末における酒田湊城米廻漕の一例

工藤定雄

一 はじめに

酒田湊は、河村瑞賢による城米廻漕の改良⁽¹⁾以来、出羽国城米の集積・積出港として広く注目されてきたが、積出しの実体とその展開については殆んど明らかにされていない。特に商品流通の著しい展開を見る藩政期後半のそれについては個別的にふれるところ多いに拘らず、問題史的にせまる実証に乏しい現況である。その意味で阿部善雄氏の越後城米の輸送史、石井謙治氏の主として技術史的研究は本分野にとって貴重である。また渡辺信夫氏は最近の研究動向を把握したユニークな推論の中で、水運史を流通史の上に位置づけている。本小稿はこれらの優れた業績によりながら、酒田湊を起点にする北国海運史の一実証を試みようとするものである。

いうまでもなく、出羽城米輸送史は(1)最上川水運史を中心にする集積史、(2)積出し特に仕向法の問題、(3)に、廻漕と大阪・江戸浅草蔵入れの実体と三つの部分に分けて考察することが便利であ

ろう。(1)の最上川水運史については本巻に於いて他に考察する人を得ているし、第三の問題については史料制限から他日を期し、ここでは主として第二の課題を追求することにす。従って、城米輸送史の一例に外ならないが、筆者の意図している酒田港の商業的機能の解明に接近することになる。そのためにここでは主として拙稿酒田市史料第三集所収「盛岡藩廻漕録」⁽⁴⁾⁽⁵⁾を手懸りにしてゆく。

(1) 古田良一・日本海運史概説 同文書院

拙稿 書評人物叢書「河村瑞賢」歴史30・31輯

古田教授の四十年に亘る海運史研究の業績目録は、東北史学会「東北水運史の研究」の付録を参照。

(2) (イ) 阿部善雄「江戸城米の廻送と蔵納」史学雑誌72—11
幕末に於ける越後の城米の廻送から蔵納史。

(ロ) 石井謙治「西廻り航路における城米輸送について」交通文化4号(一九六四)

特に航海技術史に詳しい。筆者は水産庁漁船研究室に所属。

(ハ) 渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』柏書房、一九六

本書は流通史の立場から東北水運史をあつかった劃期的な研究である。あつかうところは藩政成立期。

(3) 横山昭男・梅津保一両氏、本書所収論文。

(4) 酒田市史料^集第3巻^{吉川弘文館}昭和四十一年六月

所収、六六二頁以下「盛岡藩廻漕録」

(5) 盛岡藩「廻漕録」(以下「廻漕」と略称)を簡単に解説しておく。本資料は、岩手県盛岡市県立図書館所蔵本で、同館一倉則文氏的好意により借覽、全文筆写の機会を得たものを、快諾を得て酒田市史料三集海運篇に収録した。「廻漕録」は、天保五年、羽州村山郡内村々城米壹万二千石余の廻漕を南部藩の爲替請負で積出すことになった廻漕日記である。同年三月廿六日に、盛岡藩の酒田湊出役荒木田茂助・村山代官池田岩之丞が酒田に到着し、同日から、六月十八日までの出役日録の中に、積出仕法の実態が稍具體的にかがえる。要約は史料集解説十七頁・十八頁に略述しておいたので併せ参照されたい。

二 天保期城米廻漕の変質

天保六末年(一八三五)の春、羽州村々城米を南部藩が、請負って酒田湊から廻漕していることについては一見唐突に見える。しかし「村山御城米御引請御廻之節者、是迄之通公儀御廻米之姿ニ候事故

云々」⁽¹⁾と見え、公儀御廻米の仕法に従って引請けたことがわかる。幕府直あつかいの廻漕であるべき仕法を南部藩に請負わしたというわけである。河村瑞賢以来の幕府直あつかい仕法をこの年南部藩に請負わした理由は直接語られていないが、例えばこの頃既に直轄化していた蝦夷地向食糧米調達を中心に、奥羽諸藩による城米の請負廻漕という形をとって行われたものと思われる。

ところで、天保六年三月廿六日に酒田湊に到着した南部藩出役荒木田茂助は、関係地元役人の重立に持参の土産・金子等を届けて挨拶を交わしているが、終って、日和山の城米置場を視察し、日和山より湊風景の美しさに感嘆している。これら前後の事情から荒木田自身が初出役であることは無論のことであり、南部藩にとっては奥羽城米の酒田湊廻漕は初めてのことであったらしい。⁽³⁾⁽⁴⁾

さて、四月一日になって積出しの事に取掛っている。同日の条に「(午後七時ころ)今西の下刻、村山代官池田岩之丞・富樫伊助方江下着」と見える。城米輸送は、地元酒井藩と、天領代官との共同責任であることは天和の仕法で明らかである(前掲・注解(4)参照)。四月二日には川下一番船が到着した。寒河江・柴橋付納名主半六・武右衛門・市太郎・太右工門・善兵衛も到着した。但し、寒河江・柴橋御料村各別々のあつかいでなく、郡中惣代が立てられ、経費負担、水揚桝廻(はかり直し)を定め、米置場に城米を預置き、廻船到着の折、船主に引渡し、石数吟味の上不足額等端数の処理は森岡藩請負町人と郡中惣代折半の責任であった。この時、入港した船は、大坂雇船六百石積加州本吉加登屋九兵衛船、式百五拾石積大坂古屋嘉兵

衛船、六百石積加州本庄尾山屋勘兵衛船の三艘であった。雇船は南部藩出役、寒河江代官、酒田浦役人並に鶴岡の御用達商人等の見分を受けた。次いで、四月九日に、請負町人盛岡屋作右衛門と船頭との間に、運賃・弁米・免米の内訳について了解が出来た。それによると次の通りである。

(1) 敷金 三ッ俵壹石之積

(2) 船賃 壹石ニ付手取銀九匁之積

酒田出帆、大阪船入の入用共に船頭構無之定⁽⁵⁾

(3) 御用捨米は五分之定、但土用中に積入、土用後に到着の折は六分之定。(乾燥減用捨米)

(4) その他、見分入用費として壹艘に付いて壹歩位懸る。別払いとして富樫伊助に支払った。

尙一俵に付三斗九升余の積りで受渡しが行なわれるが、城米は一俵三斗七升であるから、二升余りは欠米^{かみまい}として入れられる定めである。また大坂行と違い、田名部行の場合は用捨米は一俵に付七合と極めた。以上の様を取極めて、船積をすることになるが、南部藩の請負町人盛岡屋作右衛門が、「折角の大坂登せについて、文句を申上るのはどうかと思うが、この様に入用^{おつか}が多くて、間に合わない。この点をよくよく御考えになって、入用のかからない北国向けなどに方針をかえたらいかであろう」と荒木田茂助に申言しているのは注目すべきである^(同上史料集三所取)。

四月十二日、定法が了解し合われて、米積が行なわれ、南部藩出役から請取状が出された。

覚

一、米千五百三拾八俵 此穀五六九石六升 但三斗七升入
右者羽州村山郡去年^(天保五年)御年貢、当末^(天保六年)江戸御廻米之分為替納可仕内、書面之通於酒田湊御渡被成請取申候 以上

天保六年四月十二日

御名内^(南部藩)

荒木田茂助

船越五郎右衛門

池田岩之丞様
御手代大矢周助様

(酒田市史料三^(六六七頁)所取)

かくて、城米は代官から南部藩に移った。そこで、荒木田茂助は送状を認めて船頭に持たせる。

為積登申御米送状之事

一、御米千五百三拾八俵

加州本吉加登屋九兵衛船

冲船頭九左衛門水主共八人乗、⁽⁵⁾

此穀六百拾貳石四斗八勺四才

概壹俵三付三斗九升八合壹勺八才廻、但三俵壹石積ニテ鋪銀四拾匁替、兩替六拾五匁定、此敷金三百拾五兩、内拾八兩大坂納引残貳百九拾七兩於酒田湊請取候之分、尤運賃之儀者其表定之通

右者羽州村山郡為替米同州於酒田湊右船頭江積渡候条海上送状如件

天保六年四月

羽州酒田湊出役

御名内 荒木田茂助

田鍬内蔵之丞殿

(前掲史料集三、六六八頁下段)

於大坂蔵屋舖

御名内 神 平内殿

田鍬 内蔵殿

以上の如き「送り状」は、船頭へ持たせるが、同内容の「陸送状」を作製して江戸表南部藩に届け、江戸表を経由して大坂蔵屋敷に廻送することになっている。同時に「送状」の写しは国元に送り届け、九兵衛船は四月十七日に出帆している。

送り状に次いで、第二の書類として舗金受取状が作製されて、同じく船頭に手渡される。

舗金受取差出具候様船頭依頼、

左之通請取始末之事

一金貳百九拾兩

右者其表御雇船之内、加州本吉加登屋九兵衛船、沖船頭九左衛門乗、御米積渡、舗金其許納之分引残右之通受取候之条、御米引請此手形ニ向前書出金御渡可被成候 依而如件

天保六年四月

羽州酒田湊出役

御名内 荒木田茂助

船越五郎右衛門

於大坂蔵舖

御名内 神 平内殿

南部藩大坂蔵宿神・田鍬兩人に対し、大坂仕立の本吉加登屋九兵衛船に積込んだ前書の米を請取ったら、舗金貳百九拾七兩を船頭に手渡し欲しいという内容である。輸送責任の保証金を酒田出役の荒木田茂助に支払って出発した船頭が、大坂蔵宿に恙なく手渡した

暁に大坂表にてその保証金を弁済して貰う仕組である。

沖船頭九左衛門は、御米積受証文を記し、漸時輸送日程、途中澗まかり、日和待等を書続けた船中日記をつくることになる。これは逗留・澗懸りの行先々の役人が書き足し印形を押して、船頭へ渡す

ことになっている。船中日記は航海日記で、船中日帳・日帳などともいう。出羽国村山郡山家村山口家文書の中に、尾花沢、東根代官

領城米の酒田湊へ江戸品川までの航海日誌が含まれており、これによると、出帆後の江戸到着までの途中航海日程・寄港・滞在日程など具さに分明する。前記交通文化六四年4号に石井謙治氏(水産庁漁船研究室)がこれを利用して「西廻航路における城米輸送について」という論

稿を掲載しているので、ここでは省略する。ただ、酒田で仕立てられた日帳の表紙を示しておく。(次頁)

船頭九郎左衛門には別に九曜御船印(9)本が渡される。(二六四頁) 大坂蔵宿の神・田鍬両役宛添状に、雇船が順調に到着しないので、廻漕が甚だ差支える旨苦言を呈している。

「御雇船相渡候而者甚差支申候、いまた三艘ならてハ着無之候之間、為御登高半分之通ニも至兼、其上殊(7)ニ寄三千石余も為御登相

未四月	大坂廻米船中日記
	羽州酒田湊出役
御名内	荒木田茂助
	船越五郎右衛門

成可申哉ニ御座候、御雇船着迄御困江差置而者、減米不少相出申候、……諸懸り等も有之御損毛ニ相成申候」(全上六七〇下)

いまだ三艘だけしか到着してないので、輸送計画の半分も覚付かない。雇船が到着しないことには、最上川を下して酒田下着の城米は、「御米置場」に保管しておくより外仕様ないので、減米は出るし、諸掛りも嵩んでくるから、御国の損になる。

「其元ニ而雇方御面倒ニも御座候ハ、此元ニ而も相雇可申哉」御雇船のことは大坂蔵元の役目であるが、こちらで才覚してもよいと申入れている。地廻り経済の進展に伴ない、大坂船に頼らない地方市場の展開のきざしを見得るのである。

以上は大坂廻し第一船九兵衛船出帆の経過を示したが、同第二船大坂帯尾嘉兵衛船、第三船加州本吉尾山屋勘兵衛船も同様にして出帆した。送状により要約すると第一表の様になる。

第二船の御用状によると、大坂帯尾嘉兵衛船は四五〇石積船を差下したことになるが、実際に到着した船は二五〇石積船であ

第一表

船	船頭	乗組員	城米	同上二付升巻依	數	内、酒田湊	大坂積
第2船 大阪帯尾 嘉兵衛船	宗助	水主共 八人	高儀 穀三石六斗 三合二勺	三斗六升二合 巻勺三才廻	三四	二三兩二步	廿兩步
第3船 加州本吉 尾山屋 勘兵衛船	彦四郎	水主共 八人乗	三三儀 此致 六斗四斗 三斗合巻勺	全石	但三儀一石 三兩銀四十匁 替釜文兩替 三四	二五兩	一六兩

る。事情を調べて見ると、大坂から空船にて酒田に廻航途中、船懸りして(何儀と分)商荷を積入れ、違犯が露顕したので、代船を派遣したことがわかった。約定と違い、小規模船を使い、特に廻送途中難船などの事故があったら事免倒になることも考えられるが、大坂蔵元に於いて、承知済のこと故、当方ではそのまま二五〇石積にして送り出したと述べている。空船廻船は、城米輸送の上から止むことを得ない先規であるが、この頃、規定通りには行なわれず、途中湊懸りして下航の折、商荷物を積み込み、他の湊懸り中にこれを商なうって仕舞うことがうかがわれる。要は空船で大坂を出帆し、空船で酒田湊に入湊すればよいので、途中のことは船頭任せ、概ね途中商荷の売買が行なわれた実情があったものようである。会々船懸り中、または難船してその事が露顕すると、御雇船から下りなければならぬし、受取って来た運賃等の諸経費は弁償しなければならぬ

い。しかし弁償の苦痛より、抜荷商いの利益が大きかったから屢々行なわれたものであろう。因みに表向空船にて実商いが公然と大量に行なわれると、廻航日数がひどく嵩むことになり、差支えがあるので積荷を禁じていたのである。ただし全くの空船では船足が遅いという事情もあったので、塩・藍玉・砥石の三品に限り、積石の三分の一まで許容することになった。即ち、右の三品に限り、千石船

なら三百石まで、五百石船なら一五〇石までが三品容積石高であった。¹⁰⁾この許可を得た時期は、諸国御廻米取扱心得方覚書¹¹⁾により寛保元四年十一月と思われる。さて同様にして、南部藩宮古・同野辺地・同大槌、山田に第四・五・六・七・八・九船の六船が廻漕された。送り状によって要点を抄出し、表示しておこう(第二表)。

第二表 南部藩諸漕行廻漕送状表

号数	廻		船		船頭	乗組	城米	城米一俵ニ付升廻	運賃金	備考
	行先	船籍	船	籍						
第4船	宮古	越前坂井 米ヶ脇浦	越前坂井 米ヶ脇浦	越前坂井 米ヶ脇浦	庄三郎	船頭、水主 炊水共七人	千俵 三石壹斗三升	三斗九升三合二勺	三兩二步、銀三匁	宮古廻、三斗七升入之積 百石ニ付二兩二步定、宮古着渡
第5船	野辺地	摂州大坂 薩摩屋喜六	摂州大坂 薩摩屋喜六	摂州大坂 薩摩屋喜六	武一郎	水主共 一人	千六百俵 六石七斗七升	三斗九升四合二勺廻	四兩一步銀二匁四分	野辺地届三斗七升入 百石ニ付七兩定、野辺地着渡
第6船	宮古	越前三國湊 小針屋五郎兵衛	越前三國湊 小針屋五郎兵衛	越前三國湊 小針屋五郎兵衛	長三郎	水主共 八人	千三百六俵 四石五升八勺八才	四斗二合一勺八才廻	三兩二步銀四匁四分厘	宮古届、三斗七升入積 百石ニ付二兩三分、宮古着渡
第7船	野辺地	越後国岩船部 早川浦	越後国岩船部 早川浦	越後国岩船部 早川浦	市兵衛	水主共 二人	二四三俵 六石四斗三升六勺九才	三斗九升六合式勺三才廻	純金三三兩	(敷金三三兩 酒田湊受取) 野辺地着渡
第8船	大槌山田	越後岩船部 新保浦	越後岩船部 新保浦	越後岩船部 新保浦	藤右衛門	水主共 九人	一四六俵 五石九斗八合	三斗九升三合廻	運賃二兩一步 銀三匁五分九厘 鋪金三〇兩	(敷金式百兩 酒田湊受取) 大槌山田着渡
第9船	野辺地	越前敦賀 天屋五郎右工門船	越前敦賀 天屋五郎右工門船	越前敦賀 天屋五郎右工門船	弥兵衛	水主共 九人	一四六俵 五石三升六合	三斗九升一合廻	三兩二步 銀六匁七分一厘	百石ニ付七兩一步定 野辺地着渡

(5) 小沢手壹俵ニ付九合、中沢手同一升五合、大沢手同二升一合宛代金宮古表時之相場を以て弁納すること。

(6) 輕俵數何程有之共、用捨米を指引いて欠米を以て弁米之事。風喰米も同様。

船中日記や浦船は大坂・江戸廻しと同じあつかいである。野辺地着の後、米払下げ、その代金は、

「御米払代之儀者盛岡表^五御上納可被成候」とあり、藩庫に這入ることになっている。上乘は大畑湊の勘右衛門に依頼した。持参の日の丸は藩に返すことになる(全上史料集三、六七六頁)。

さて、当初の廻漕計画は、寒河江・柴橋城米一万二千石のうち、二五〇〇石で、残り九五〇〇石を大坂に廻す筈であった。然るに三分の一に過ぎない第一次廻漕に既に北国向けは一〇〇〇石余計画を越えている。この計画変更について、「当時大坂表相場下落ニ相聞得候得者、引合申間舗、三千石者大坂表江差登、其他者時宜申度」(全上史料三、六七九頁下段)といい、大坂相場が悪いから、適宜に相場を見計って廻漕したいといっている。加之、大坂表の着船が遅れているから、やがて残りの三分の二の川下も来月中旬までは完了することになっている。天井なしの御米置場に長く積みおくと減米も嵩み、夜番等経費も要ることであるといっている。この計画変更願に対する藩の解答が欄外に書込まれている。即ち、

「書面之通御取斗可被成候」但し、相場により、下ノ関・松前へも廻し度いと作右衛門の申出は実現していない。尙野辺地・田名廻しの便について、当町加賀屋与助と申すもの先年より田名部

通廻船之内御免船所持罷在……此度御爲替米御用筋御用相蒙り度願出」たとあり、これ又願之通許されているから、加賀屋が北国廻變更に一役買っているらしい。宮古よりの廻船が覚付かないので、地雇のため加賀屋与助に談合さして取計らわした(六八四頁上段)。

また、宮古通廻米に付、鍛ヶ崎より出帆の空船に、延鉄五拾箇積込んでやるから、向々へ払い売捌く様にと付加えているから、藩自身の計らいで最早や城米廻送船も、商荷輸送の性格を持って来たものと考えてよい。更に第二の計画変更の余儀なきに至っている。大坂相場下落の上、大坂廻し空船が到着しないのは、船頭が兵庫までなら承知するが、大坂川口廻しは御免だと主張していることがわかった。恐らく大坂川口が遠くて通船技術が難しいだけでなく(前掲書六八七頁)、諸きまりがやかましく、兵庫は相場も大坂に比べてよく、途中寄航地であるから、恐らく商荷の積込みに便利であったのではないか。作右衛門は、下関・兵庫廻航に変更したらどうかと伺いを立てているのはそのためである。

五月廿四日になって、大坂廻雇二番船が入津したが、「至而小船斗^二、相雇候様之船無之」しかも「大坂行之儀者如何様ニも届人無之」当惑している。二番船之内加州安宅浦大川屋九兵衛船六五〇石積の如きは、去る二月十一日に大坂出帆して、漸く五月廿三日に入津しているから、前後三ヶ月余り費している。延着の訳を尋ねたところ、船頭が病気で、途中滞留して来たといひ、しかも多分の積荷を持っており、城米は二五〇石しか積めないと言ひ張った。また同津入船のうち加州本吉明齋屋吉次郎船は四百石積であるが、城米

第五表 大坂為登廻船

番船	行先	船籍	沖船頭	乗組	城米	城米一俵升廻	鋪銀金	備考
10	大坂	加州安宅浦 大川屋九兵衛船	長兵衛	水主共 八人	三三俵 三〇石六斗九合	三斗九升三合	一〇五兩	三俵一石積 鋪銀四拾匁替 兩替六拾五匁定、六月四日出帆
11	大坂	加州本明齋屋 吉次郎船	間平	水主共 五人	七六九俵 三〇石三斗一升七合	三斗九升九合	一五七兩	全右 六月四日出帆
12	大坂	越中伏木 魚屋助右工門船	弥三郎	水主共 七人	一六九俵 六五〇石石三三三	三斗八升四合八勺三才	三兩二步	全右 四月廿一日出帆 六月一日入津 六月〇日出帆
13	大坂	越中伏木 西海屋忠次郎船	忠兵衛	水主共 六人	一五三俵 四〇〇石〇七斗	三斗八升三勺三才	二五兩三歩	全右 四月廿一日出帆 六月一日入津 六月〇日出帆
14	兵庫	加州江沼郡 橋立浦	直身 樋屋又次郎	—	一七〇俵	—	六六兩	—

積請高は三百石であるという。去る三月十一日大坂出帆して、五月廿七日入津で、これも二ヶ月半を要している。何れも密かに途中商いをしていたことが推定される。大坂廻し二番船に順次米を積込み、出帆した。第10船から第13船の送状を要約すると第五表の通りである。

伺いを以て江戸並びに盛岡役所に立てた飛脚が追々帰酒しているが、その答書の趣旨は、江戸表からは、大坂相場、雇船難を了承して作右衛門の願い通りに聴届けられ、下関・兵庫何れなりと差向け、代金廻収を確かにする様にと附加えている。森岡からは、野辺

地・田名部・両閉伊廻米の儀は、見合わせる様にといのである。当方何方も米不足の儀無之、両閉伊者仙台米並岩城米が大量に入津、米値段格別に下落二付引合相成兼……」廻米之儀を控えること、松前表も不漁のため融通悪く、代料廻収も滞るべく、これ又廻米を控え、専ら上方廻しを進言して来た。その結果、船雇船加州江沼郡橋立浦の樋屋又次郎船で、一七〇三俵（約七〇〇石）を廻した。但し、兵庫は蔵元商人がいないので、酒田廻船問屋渡辺五兵衛に請負わせ、兵庫の米問屋北風庄右衛門に宛てて売却した。売仕切勘定等は、大坂蔵屋敷がこれに当ることにした。

以上六月十八日までの廻船記録によって、酒田湊廻船の実態をうかがって来た。要約すれば次の如くなる。

(1) 船々より敷金は合計貳千六百九拾貳両三步である。この中千四百兩は五月廿五日江戸へ差寄せた。

(2) 廻米高並に差引残高

①寒河江代官所分 一万四千四百四十四俵

②柴橋分 一万八千二百八十一俵

此石高 三万二千七百二十五俵

込米一俵ニ二升込 一万二千一〇八石余

石メ 六五四石余

③内 大坂廻 一万二千七百六二石余

兵庫 三〇一九石

大槌 一〇六〇石余

宮古廻 五八三石余

野辺地・田辺 八八二石余

残 二千一八二石余

残 七千七百二十六石余

残 五千三十六石余

二番船も全て川下りしないし、三番船の川下げの終るのは七月上旬になるであらうといっている。

三 終 り に

天保六年春の酒田湊城米西廻輸送の積出しの実体を忠実に追って見た。云うまでもなく、城米廻漕は幕府並びに江戸・大坂の台所経済の根幹をなす。従って、廻船仕法は、河村瑞賢以来祖法として厳しいものであった。しかるに、天保期になると、(1)瀬戸内塩飽船を中心とする大坂仕立巨船主義がくずれて、小船で、北前船や地雇船が目立って多くなる。(2)城米現石たりと雖も大坂・江戸廻漕とは限らず、下関・兵庫或いは南部・松前等、相場或いは豊凶による需給関係を見て仕向け地を變更している。これは、江戸市場の地廻り経済圏の自立に伴ない、江戸食糧事情が単純な城米輸送に依存しない体制が出来たことを第一の要因としている。例えば、文化年代から屢々江戸廻米二分減令が出されている。これによると、江戸台所米は各私領毎に必要量廻米する様にと付加えられている。恐らく台所米の必要量が年増しに増加しているが、途中輸送の煩わしさに堪え兼ねた苦肉の策であり、商人米を含めて、地私米の商荷輸送に切り換える手段と考える。

(3)、大坂雇船難といひ地雇も容易でない理由は、これらの空船廻漕規定の守られ難い事実が物語っている通り、商荷の利潤が、城米輸送の運賃を上廻る経済の進展に應ずるものであらう。以上の酒田湊城米廻漕の意味を更に明らかにするために、はじめにかかげた

第三の廻漕史の究明に待たなければならぬ。

(1) 前掲「廻漕録」三月廿六日条

(3) 南部藩と酒田湊については古いしかも深い縁故があったが、それは藩成立期に於ける交渉であり、事情は違う。即ち、信直・利直時代に、上洛の折の定宿として酒田の加賀屋与助を指定し、その縁故により、南部領田名部の諸湊無役出入などの垢懸があったが、享保期にはその事が絶えている。即ち、その後商品的流通期に這入ったの特別な交渉はなかったものと思われる。

(拙稿、酒田商人の研究―請株制について―歴史第30・31輯合併号)

(2) 酒田町奉行 小川渡太夫 縞袖巻匹

同 所帳付 中西八十郎 金貳百匹

庄司京次郎

小川渡太夫は天保五年正月十三日就任、嘉永三年四月廿七日退役。尚、右之挨拶廻りには浦役人富樫伊助が先導役を勤めている。因みに浦役人は、河村瑞賢改良にかかる城米置場設置以来の役職である。因みに二木九左工門・二木庄兵衛の両人が初代で、五人扶持を給与されていた。原弥太右工門・寺島彦助がこれに代ったのが何時の事か明らかでないが、元禄二年、芭蕉が来酒の折には寺島彦助が現任していたことは確かである。享保元年に原弥太右衛門が病氣退役して小幡嘉兵衛が跡役、同六年寺島彦助も退いて富樫伊助が継いでいるので、富樫は代を重ね

て暮末におよんだものらしい。天保八酉年に富樫に不正事件あり、御役御免の上、渡辺太助が跡役五人扶持前々の通り下賜されている。

(酒田湊制札写、前掲酒田市史料三所収六五四頁)

(4) 城米輸送と酒田湊の法(公)的關係は明らかでないが、天和二年十月、公儀触により、次の様に示達された。

「羽州漆山・寒河江・大山・丸岡・由利御料米御城米、江戸御蔵江相廻候儀、向後酒井右衛門尉・松平清三郎・諸星庄兵衛江被仰付候……」(史料集三集所収頁六五四「覚」) 松平・諸星は前記天領の代官であるから当然の職務であるが、酒井藩は、酒田湊が領内にある故で、余分の勤役である。

従って、その代償を示すものらしく次の「覚」がある。

「村山郡其年之御年貢最上川筋秋より其年之内ニ川下ケニ相成、酒田湊ニ藏元八軒有之、右之者共之蔵江入置、翌春御差向之廻航御米積入之間ニ会候程……」に舟下して、「御湊御蔵場所見立、御領主酒井左衛門尉様御普請被遊候、東西九拾六軒、南北四拾八間……随賢蔵御囲与申候……為修覆料御高三千石延御公儀様別段御抱領之由……」(前掲史料集三所収、酒田湊御制札写、六五九頁) 即ち、瑞賢蔵修覆料として、十四万石の外、三千石を別に拝領していた。三千石が何れの知行地に相当するかは明らかでないが、米置場重視、当該領主優遇の裏付がうかがえる。

(5) 積入の入用、船頭止宿入用として、一艘ニ付(大小ニ不

拘) 三兩式分宛廻米御用達浦役人富樫伊助に盛岡藩から支払われている。(六六六頁上段)

(6) 享保二十年卯六月、御蔵米積船乗組人数定によると次の通りである。

石積	乗組人数
500石積	10人 但船頭・炊同 主以下
600 ~900	11 ~15人
1000	16人
1100~ 1500	17 ~20人

(申辰雑記・日本財政経済史料卷一)

従って、六百石積に八人の乗組は定法を下廻っている。

(7) 加州本吉九兵衛船は四月十七日に酒田湊を出帆しているから、四月六日に入津してから十二日後に出帆したことになる。必ずしも十日以上滞船しているとは限らないが、入津して、船の堅牢度の吟味、廻送定法の取究、積込、舟具の購入整備、送状を調えること等加え、日和が必ずしも順調に恵まれないと十日前後は経過する様である。

(8) 出帆してから大坂までの航海日数について「廻漕録」の記載は欠けている。但し、天保九年戊午、同じ羽州村山郡尾花沢・東根代官領の城米江戸廻漕について、前掲石井氏の論稿に酒田湊出帆後の航海日録が、羽州村山郡天保六年六番船、天保九年七番船弘化二、三年に亘る十五例について示されて

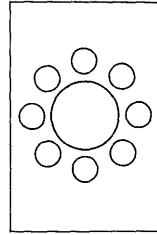
大坂~新潟(万延元年)
阿部善雄氏前掲論文による

	大坂仕立 船廻航 日数	新潟~江戸 廻漕日数
1 番船	62	45
2 "	66	104
3 "	85	45
4 "	98	58
5 "	30	93
6 "	30	144
7 "	38	78
平均	58.5	81

いる。これによると大坂から酒田までの空船廻航日数平均五十二日、最短廿九日最長百七十三日を要している。これに城米を積込んで江戸品川まで廻漕するのであるが、その日数平均五十八日、最短三十二日、最長百四日となっている。阿部善雄氏の研究による新潟~江戸間の場合を見ると、大坂仕立空船平均五十八日、新潟~江戸品川城米積入廻航日数平均八十一日、何れも酒田起点にする空船、城米積入江戸廻漕日数と比較してこれを上廻っているのは奇妙である。万延元年の天候不順の外に仕立船の規模等による船足の違いによるものである。大坂仕立、瀬戸内海塩飽船は八百石~一〇〇〇石を上廻るのが普通である。酒田廻航船を基準にして見ると空船は大坂~酒田まで一ヶ月⊕~⊖十四、五日(一七三日の場合を例外とする)、積入江戸品川までは一ヶ月⊕~⊖一ヶ月と距

離が長いだけに広がり大きい。従って大坂はこれより略一週間を差引いた平均五十日前後と見当つけることが出来る。

(9) 九曜御船印は盛岡藩の南部家紋で、次の様である。出帆の際は、公儀城米扱であるから、日の丸御船印を用いるの



(武鑑 卷七)

であるが、海上に出るからは、為替米廻送の姿に戻して九曜星御船印をかかけると添書している。運賃金、押石、免石等公儀城米あつかいにすると有利であつたらしい。

(10) 「出羽北国空船之儀、近年船下足積差配人共相願、例年伺之上、塩・藍玉・砥石三品之内干石積之船、三百石程、五百石積之船者百五十石目程宛、船足積御免被仰渡為積廻候、其外荷物之儀者積込候儀不仕定法ニ御座候」(石井氏前掲稿による)

(11) 「諸国御廻米取扱方覚書抜」は本文に記した如くに寛保元酉歳十一月仰付られているが、爾後毎年この通りに許可されたかは尙検討を要する。石井氏は毎年更めて通達されたとしている。(全上論稿)

(12) 古田良一 河村瑞賢 三五～三六頁

拙稿、書評「河村瑞賢」歴史30・31輯一七頁

(13) 天明度御触御書付類留二(日本財政經濟史料卷一・三六

二頁)

(14) 旧政府御達留六、天保集成廿六(日本財政經濟史料卷

一・四四二頁)